

令和8年(2026年)5月21日

山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市中央二丁目3番1号

小野田商工会議所

会頭 藤田 敏彦

建設部会長 杉山 晶

要望書

山陽小野田市並びに山陽小野田市立山口東京理科大学の入札制度の改正等について4項目を要望いたします。

記

1. 山陽小野田市建設工事競争入札参加資格等級区分における建築一式工事A等級の等級区分の基準である平均完成工事高について、「1億2千万円以上」となっているが、「5千万円以上」に改定することを要望する。

理由 2026年現在の建設業界は「建設投資のV字回復」と「倒産件数は過去10年で最多」という極めて対症的な事象が同時に進行している。需要は旺盛だが、人手不足とコスト高を克服できない企業が市場から淘汰される「二極化」が鮮明になっている。

2025年の建設業倒産件数は2,021件に達し、12年ぶりに2,000件を突破し、以下の「三重苦」が中小・零細企業を直撃している。

- ・深刻な人手不足: 就業者の約35%が55歳以上と高齢化が加速しており、若年入職者の確保が最優先の課題である。
- ・コスト高と価格転嫁の遅れ: 資材価格の高騰を請負代金に十分に反映できないケースが多く、利益率を圧迫している。
- ・経営層の高齢化: 経営者の平均年齢は60歳を超え、後継者不足による「休廃業・解散」も年間1万件を超え、過去最多となっている。

法規制も元請業者には厳しい状況である。

- ・働き方改革の定着: 2024年4月から始まった時間外労働の上限規制(いわゆる「2024年問題」)を経て、週休2日制の導入や労働環境の改善が生き残るための「当たり前の基準」となっている。
- ・法改正への対応: 2026年には下請け保護を強化する建設業法および下請法の改正が予定されており、取引の適正化がさらに厳格化されている。

2. 山陽小野田市並びに山陽小野田市立山口東京理科大学発注の建築一式工事については、建築業者はその年度に締結した手持ち工事があれば、竣工検査の合格の日まで入札に参加できないよう見直していただくよう要望する。（前年度以前に締結した工事も手持ち工事として取り扱う。）

理由 中小企業の経営については、その存続が厳しい現状が続いている。このため本市で発注される建築工事については、1業者が1件の落札とすることで受注機会の均等化を図っていただくよう要望する。これにより特定業者への偏った受注が防がれることとなる。また、他の地方自治体においても、このことを目的として公共工事で試行・導入されている。近隣市である宇部市においても建築一式工事の「手持ち工事制限」は、受注機会の平等や入札参加者の確保を目的として設定・見直しが行われてきている。

3. 建設業法第22条では、原則として一括下請負（工事の丸投げ）を禁止している。元請として実体の無い法令違反の業者に対してのペナルティを明確にし、指名停止処分や格付の見直しを要望する。

理由 法令違反の業者は少なからず工期を遅延したり、粗悪な施工をする者が多いと考える。法令違反の業者を排除し、市民の皆様に迷惑をかけないことが一番であり、努力している健全な優良業者の受注件数を増加させたいため。

4. 山陽小野田市立山口東京理科大学は、公立大学法人として、魅力ある教育研究を積極的に展開し、地域社会での知的・文化的拠点としての発展が目的である。その目的達成のため、今後も山陽小野田市立山口東京理科大学において建屋の建設工事が行われることとなる。入札・契約については、地方独立行政法人である山口東京理科大学が行われることと考えるが、その制度等の運用については、最大限、山陽小野田市を参考にして行うよう要望する。

理由 公募型プロポーザル方式による候補者選定結果の公表について、明確な評価調書がなく、公募型プロポーザル方式は随意契約の一種で、その採用は慎重に検討されるべきである。大幅な追加工事についても妥当性や金額の根拠については、慎重な検討と透明性の確保が求められる。また、昨年末に急に一般競争入札（簡易型総合評価方式）に切り換えられた。山陽小野田市立山口東京理科大学の入札・契約制度については、山陽小野田市の運用を最大限取れ入れていただきたいと考えているため。